

社会福祉施設等管理者 様

高知県地域福祉部長

社会福祉施設等における面会制限の緩和について（通知）

日頃から、本県の福祉施策にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、本県においても令和2年4月7日付け厚生労働省老健局ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」により、緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限をお願いしてきたところです。

今般、令和2年6月19日をもって都道府県境をまたぐ移動の自粛要請が全面的に解除されたことから、当該面会制限については、各施設の判断により順次緩和して差し支えないこととしますが、感染対策は引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

なお、手指消毒やマスクの着用等の基本的な感染対策に加え、面会時における感染防止対策を下記のとおり例示しますので、各施設の状況に応じて適切に対応してください。

記

1. 感染防止対策の例

- ・面会を事前予約制にする。
（県外への移動を行った面会者の場合は、10日間程度経過していることを確認すること）
- ・一度に面会できる人数を制限する。
- ・面会者への検温を実施し、発熱の有無などの健康状態を確認する。
- ・平常時よりも面会時間を短縮し、面会時の手洗い、マスク着用を徹底する。
- ・面会のための部屋を設ける等、外部からの居住区画への立入りを制限する。
- ・面会者と入所者との間に一定の距離（可能な限り2m程度）を設ける、又はアクリル板等の仕切りを設置する。
- ・手を握ることは事前及び事後に手指消毒を着実に行えば差し支えないが、抱擁は避ける。
（手を握っている間は、極力会話を控える。）
- ・面会時の飲食を禁止にする。 等

2. ICTを活用したオンライン面会の実施について

実施にあたっての留意点や事例をまとめた、令和2年5月15日付け厚生労働省老健局事務連絡「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」及び令和2年5月22日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉課事務連絡「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」をご参照ください。

【担当課】

| | | |
|----------|--------|------------------|
| 高知県地域福祉部 | 高齢者福祉課 | TEL:088-823-9630 |
| 〃 | 障害福祉課 | TEL:088-823-9635 |